

第 433 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 5 年 7 月 3 日（月）午後 4 時 30 分から午後 5 時 03 分
- 2 場 所 九段第三合同庁舎 11 階 共用会議室 3 - 1
- 3 出席者 公益代表委員 6 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 6 名

賃金課長 それでは、定刻になりましたので、ただ今より第 433 回東京地方最低賃金審議会を始めます。

私は賃金課長の田村と申します。会長、会長代理が選出されるまでの間、私のほうで司会進行を務めさせていただきます。

開催に当たりまして、東京労働局長の辻田より御挨拶をさせていただきます。

東京労働局長 東京労働局長の辻田です。

いつもお世話になっております。本日は、御多忙のところ、第433回東京地方最低賃金審議会に御臨席を賜りまして、誠にありがとうございます。

この時期、暑い時期になりますと、最賃の時期ということで、皆様方には大変御苦勞をおかけいたします。

去る 6 月 16 日に閣議決定をされた「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」並びに「経済財政運営と改革の基本方針」におきまして、「最低賃金について」、「公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかり御議論をいただく」ということとされたところです。

委員の皆様方には、こうした状況についても十分御配慮いただきながら、今年度の最低賃金の改定について御審議いただきたいと思っております。

非常に暑さが厳しい季節になりますけれども、最低賃金について熱心に御審議いただければと改めてお願いいたしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

賃金課長 それでは、審議に入ります。

本日、御出席の皆様方におかれましては、去る令和 5 年 5 月 17 日付、第

48期東京地方最低賃金審議会委員に任命させていただきました。

本会議が初めての御参加になる委員の皆様方におかれましては、辞令交付でございますが、本来であれば東京労働局長より、お一人お一人直接お渡しすべきところでございますが、あらかじめ机上に置かせていただきましたことを、何とぞ御寛容のほどをお願い申し上げます。

それでは、私から、資料1の委員名簿記載順に従いまして、委員の皆様方を御紹介させていただきます。

資料1を御覧ください。

公益代表委員から御紹介させていただきます。五十音順になります。

権丈善一委員です。

権丈委員 よろしく申し上げます。

賃金課長 都留康委員です。

都留委員 よろしく申し上げます。

賃金課長 永縄恭子委員です。

永縄委員 よろしく申し上げます。

賃金課長 成田妙庫委員です。

成田委員 よろしく申し上げます。

賃金課長 本田敦子委員です。

本田委員 よろしく申し上げます。

賃金課長 村上文委員です。

村上文委員 よろしく申し上げます。

賃金課長 労働者代表委員を御紹介させていただきます。

大島太郎委員です。

大島委員 よろしくお願いたします。

賃金課長 高野文委員です。

高野委員 よろしくお願いたします。

賃金課長 澤登祐子委員です。

澤登委員 よろしくお願いたします。

賃金課長 清野彰委員です。

清野委員 よろしく申し上げます。

賃金課長 田代安紀委員です。

田代委員 よろしくお願いいたします。

賃金課長 土屋亮委員です。

土屋委員 よろしくお願いします。

賃金課長 使用者代表委員を御紹介させていただきます。

大辻俊文委員です。

大辻委員 よろしくお願いします。

賃金課長 加藤仁委員です。

加藤委員 よろしくお願いいたします。

賃金課長 神尚武委員です。

神委員 よろしくお願いいたします。

賃金課長 清田素弘委員です。

清田委員 よろしくお願いいたします。

賃金課長 小林仁志委員です。

小林委員 よろしくお願いします。

賃金課長 布袋悠介委員です。

布袋委員 よろしくお願いします。

賃金課長 続きまして、委員の出欠状況について、事務局より報告させていただきます。

主任賃金指導官 本日は、公益代表委員6名、労働者代表委員6名、使用者代表委員6名に御出席をいただいております。委員定数18名のうち全員が御出席ですので、最低賃金審議会令第5条第2項による定足数である全委員の3分の2以上、または各側委員の3分の1以上を満たしておりますことを御報告いたします。

賃金課長 本日は、第48期委員による最初の審議会となりますので、私ども事務局の職員も紹介させていただきます。

先ほど御挨拶させていただきましたが、東京労働局長の辻田です。

東京労働局長 よろしくお願いします。

賃金課長 労働基準部長の角南です。

労働基準部長 よろしくお願いします。

賃金課長 中西主任賃金指導官です。  
主任賃金指導官 よろしくお願いいたします。  
賃金課長 宮澤課長補佐です。  
賃金課長補佐 よろしくお願いいたします。  
賃金課長 高柳賃金指導官です。  
賃金指導官 よろしくお願いいたします。  
賃金課長 同じく、霜永賃金指導官です。  
賃金指導官 よろしくお願いします。  
賃金課長 以上、よろしくお願いいたします。

それでは、議事（１）「会長及び会長代理の選任」に入らせていただきます。

会長の選出につきましては、最低賃金法第24条第２項におきまして、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」とされております。公益代表委員の間で会長候補につきましては、あらかじめ選出をしていただいております。

その御報告を村上委員にお願いいたします。

村上委員 それでは、選出結果について報告いたします。  
公益委員としては、会長に都留委員を推挙いたします。

賃金課長 ありがとうございます。

ただ今村上委員より、都留委員を会長にとの御推挙がございました。いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声）

賃金課長 御異議なしとのことですので、会長には都留委員の就任を決定させていただきます。

続きまして、会長代理の選出に移ります。

会長代理につきましては、最低賃金法第24条第４項におきまして、「会長に事故があるときは、あらかじめ公益を代表する委員のうちから委員が選挙した者が会長の職務を代理する」とされているところでございます。

公益代表委員の間で会長代理候補について、あらかじめ選出をしていただいております。

その御報告を村上委員にお願いいたします。

村上委員

それでは、選出結果について報告します。

公益委員としては、会長代理に権丈委員を推挙いたします。

賃金課長

ありがとうございます。

ただ今村上委員より、権丈委員を会長代理にと御推挙がございました。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声)

賃金課長

御異議なしとのことですので、会長代理には権丈委員の就任を決定させていただきます。

それでは、会長から御挨拶をいただき、以後の議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

都留会長

皆さん、こんにちは。ただ今会長に選出されました都留と申します。

今年度は、昨年度に引き続いて、物価の急速な上昇、ウクライナ情勢の変化等があり、これに加えて新型コロナウイルス感染症が5類に移行したとはいえ、まだその影響は続いています。それらの要因の雇用や経済に対する影響が続く中で、これを踏まえた最低賃金に関する議論になると思われれます。

また、最低賃金に関して、世間の注目も極めて高くなっています。非常に難しい判断を迫られることになるかと思いますが、私も極力円滑な議事進行に努めていきたいと思っておりますので、皆様、御協力よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めます。

議事(2)「東京都最低賃金の改正決定について(諮問)」に入ります。

本日、東京労働局長より、東京都最低賃金について改正諮問されるとの御意向ですので、当審議会としてこれをお受けすることにします。

それでは、局長、よろしくお願いいたします。

(局長から会長へ諮問文手交)

東京労働局長 ただ今諮問をさせていただきました。

東京都最低賃金の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針」に配慮した調査審議をお願いしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

都留会長 ただ今のとおり、諮問文を受け取りました。事務局は諮問文を朗読してください。

主任賃金指導官 各側委員に諮問文の写しをお配りいたします。少々お待ちください。

(諮問文 (写) 配付)

主任賃金指導官 諮問文を読み上げます。

東労発基 0703 第 2 号。

令和 5 年 7 月 3 日。

東京地方最低賃金審議会会長殿。

東京労働局長、辻田博。

東京都最低賃金の改正決定について (諮問)。

最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) 第 12 条の規定に基づき、東京都最低賃金 (昭和 55 年東京労働基準局最低賃金公示第 8 号) の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 (令和 5 年 6 月 16 日閣議決定) 及び経済財政運営と改革の基本方針 2023 (同日閣議決定) に配慮した、貴会の調査審議を求める。

都留会長 ありがとうございます。

諮問に当たりまして、事務局から関連の資料が用意されているようですので、説明をお願いします。

賃金指導官 私から、お手元にお配りしております資料 1、資料 2 の 2 点について御説明をいたします。

まず、「資料目次 (その 1)」と書いてございます資料について御説明

をいたします。

5 ページからの資料 2、「2023年 春季賃上げ要求・妥結状況（2023年 5月18日現在）」を御覧ください。

7 ページ、9 ページは、東京都が都内の1,000の民間労働組合を対象に春季賃上げ要求及び妥結状況を調査したものです。産業別、規模別の令和5年春季賃上げ要求状況及び妥結状況について令和5年5月18日現在の中間集計結果です。

11ページを御覧ください。

過去10年間の要求・妥結結果で、こちらも東京都が公表しているものがございます。

続きまして、13ページからの資料 3、「労働経済関係資料」を御覧ください。

15ページ、17ページは、いずれも東京都及び全国の労働経済についての資料です。厚生労働省、東京都などが公表している各種資料に基づいて事務局で編集したものです。15ページの（その1）、こちらは雇用・賃金・労働時間、求人倍率等の雇用状況に関する資料です。17ページの（その2）、こちらは、鉱工業指数、所得・消費、物価指数、企業倒産等の雇用を取り巻く経済環境に関する資料です。

（その1）、（その2）ともに、各表の上段が平成29年から令和4年までの年平均、中段からは令和4年1月以降の各月の数値を示しております。資料の出どころにつきましては、各表の一番下の欄に記載してございます。

続きまして、19ページからの資料 4、「業務改善助成金のご案内」を御覧ください。

21ページからは、「令和5年度業務改善助成金のご案内」のリーフレットです。

業務改善助成金は、事業場内の最低賃金を30円以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その費用の一部を助成する制度です。助成内容といたしましては、時給引上げ30円コース、45円コース、60円コース、90円コースの4コースがあり、東京都内の事業場の場合、助成率は費用の4分の3、生産性要件を満たした事業者については5分の4となっ

ています。令和4年12月から事業場規模30人未満の事業者に対する助成上限額の引上げ、特例事業者に対する助成対象経費の拡大、事業場規模100人以下であるとの規模要件の廃止などの改定がなされました。業務改善助成金は、これから実施する賃金引上げが対象になり、また繰り返し申請することが可能です。

続きまして、25ページからの資料5「令和4年度 地域別最低賃金改定状況」を御覧ください。

27ページは、昨年度の全国の地域別最低賃金改正状況の一覧表です。

東京は左側の上から13番目にありますが、令和4年度は31円の引上げで1,072円となっております。

続きまして、「資料目次（その2）」と書いてございます資料を御覧ください。

こちらは6月30日に開催された中央最低賃金審議会第1回目安に関する小委員会で配布された資料の抜粋です。

私からの説明は以上です。

都留会長

ありがとうございました。

今の説明に対して御質問、御意見があればお受けいたします。いかがでしょうか。

(意見なし)

都留会長

ただ今審議会として諮問を受けましたので、東京都最低賃金の改正について関係労働者及び関係使用者の意見を求めることとなりますが、この手続きについて事務局から説明をお願いします。

賃金課長

最低賃金法第25条第5項、最低賃金法施行規則第11条第1項に定める関係者の意見聴取にかかる手続について御説明申し上げます。

最低賃金の改正について調査審議を行う場合、審議会は関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこととされております。このため、一定期日までに審議会に意見書を提出すべく公示することとなります。この意見書の提出を求める公示につきましては、公示日を本日、令和5年7月3日、意見



書提出期日を令和5年7月20日までとすることを予定しております。

都留会長 今後、最低賃金法第25条第2項に基づいて、金額審議のための専門部会を設置し、調査審議を行うこととなります。専門部会委員の任命の手続き等について、事務局より説明をお願いします。

賃金課長 最低賃金審議会令というものがございます。要覧をお持ちの委員の先生方、148ページ、149ページに載ってございますが、最低賃金審議会令第6条に定める専門部会委員の任命手続について御説明申し上げます。

専門部会の委員につきましては、同条第1項によりまして、公労使委員各3名、委員9名以内とされております。公益代表委員につきましては、労働局長が任命させていただきます。同条第4項により準用されます同審議会令第3条により、労働者代表委員、使用者代表委員につきましては、関係者、関係団体の推薦に基づいて東京労働局長が任命することとなっております。

労使委員の推薦の公示につきましても、公示日が本日、令和5年7月3日、締切日は同じく令和5年7月20日を予定しております。

以上です。

都留会長 ありがとうございます。

労使の委員の皆様、よろしいでしょうか。

次に、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、委員の皆様にお諮りをいたします。

最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」とされています。当会では、「全会一致の場合」に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用してきました。今年度の東京都最低賃金専門部会についても、この規定を適用したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長 それでは、今年度の東京都最低賃金専門部会について、「全会一致の場

合」に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとします。

続きまして、議事（3）「その他」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金課長補佐 お手元に「参考資料目次」と題されております参考資料の1から6までを収納しているつづりを御覧いただければと思います。

こちら、目次から1枚めくっていただきまして、このページ以降、ページの角にPから始まるページ番号を入れておりますので、そちらで御説明をさせていただければと思います。

まず初めに、参考資料の1でございます。P1の参考資料1、「最低賃金に関する要望」を御覧いただきまして、実際の要望書は1ページめくっていただきまして、P3からでございます。

こちらは、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会から提出をいただいたものです。御要望としまして、3つ項目がございます。

1といたしまして、「法に定める三要素（生計費、賃金、支払い能力）に基づき、データによる明確な根拠のもと、納得感のある審議決定を」。

2といたしまして、「最低賃金が目指す水準等について政府方針を示す場合には、労使双方の代表が参加する場での議論を」。

3といたしまして、「中小企業が自発的・持続的に賃上げできる環境整備の推進を」。

でございます。

続きまして、参考資料の2に参ります。P5でございます。

参考資料2、「最低賃金に関する要望」を御覧ください。実際の要望書は1枚めくっていただき、P7でございます。

こちら日本商工会議所及び東京商工会議所から御提出いただいたものです。御要望として6つ項目がございます。

うち、項目1から3は、先ほど御紹介いたしました参考資料1の項目1から3と同趣旨と存じます。

4といたしまして、「企業の人手不足につながる「年収の壁」問題の解消を」。

5といたしまして、「地域の経済実態に基づいたランク制の堅持を」。

6といたしまして、「改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を」。

でございます。

続きまして、参考資料の3に参ります。P9から始まるものでございまして、参考資料3、「2023年度 最低賃金に関する要請書」及び「2023年度 最低賃金引上げに関する要請署名1813筆（抜粋）」を御覧ください。

こちらは日本労働組合総連合会東京都連合会から御提出いただいたものでございます。

1ページめくっていただいて、P11にございます「2023年度 最低賃金引上げに関する要請書」を御覧ください。御要請として2つ項目がございます。

1といたしまして、「東京都最低賃金の改定」。

「日本の首都東京における最低賃金は、時間給1500円をめざし、そして全国平均が1000円以上となるように、今年度の引上げ額を審議すること。」

2といたしまして、「特定（産業別）最低賃金の存続」でございます。

続きましては、P13をお開きください。

こちらは御提出いただきました署名1,813筆の中から抜粋したものでございます。こちら以外の署名につきましては、会場の中央のテーブルの上に置かせていただいております。

続きまして、P15からの参考資料4、「要望書」を御覧ください。

こちらは全国一般労働組合全国協議会から提出されたものでございます。

1ページめくっていただき、P17を御覧ください。

こちらの項目番号1に最低賃金にかかる御要望をいただいております。

1、「最低賃金額の大幅引上げと全国一律の最低賃金制度」といたしまして、お申入れとして、番号①から④の4項目でございます。

①「物価急騰の折、今年度の最低賃金はできるだけ早く改定・増額すること。特に「生活保護との整合性」に関して、一人親世帯等の生活保護水準との比較では、なお最低賃金の方が低い。最低賃金額は少なくとも一人親世帯が何とか暮らせる時給1500円以上の水準とすること。」

②「最低賃金の地域間格差は、必要生計費の現実を反映せず、極端に大きい。中央最低賃金審議会においては「3ランク制」が採用されるが、格差是正には程遠い。「ランク制」を廃止し、早急に全国一律最低賃金制度を実現すること。」

③「非正規労働者等、最低賃金の影響を直接受ける低賃金労働者が激増しており、社会的関心が高まっている。最低賃金審議会の審議をすべて公開し、希望者全員が傍聴できること、意見陳述の機会を大幅に増やすこと、さらに審議の経過・結果を速やかに公表すること。」

④「最低賃金審議会の委員については、最低賃金に直接影響を受ける低賃金労働者、特に非正規労働者・移住労働者・技能実習生等の実態や意見を反映できる者、貧困問題や社会政策・福祉政策に詳しい者を選任すること。」

でございます。

続きまして、P21、参考資料5、「全国一律最低賃金制度と東京で早期に時給1500円の実現 東京最賃審議会の全面公開と意見陳述を求める要請書」及び「全国一律最低賃金制度の創設と東京で今すぐ時給1500円以上の実現を求める要請署名16510筆（抜粋）」を御覧ください。

これらは東京春闘共闘会議から提出されたものでございます。まず、P23の「全国一律最低賃金制度と東京で早期に時給1500円の実現 東京最賃審議会の全面公開と意見陳述を求める要請書」を御覧ください。御要請として6つ項目がございます。P24でございます。

1「すべての働く人に人間らしい生活保障をするため、最低賃金法を改正し、支払い能力論を削除し、生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現されたい。早期にどこでも時間額1500円を実施されたい。」

2「東京労働局、東京地方最低賃金審議会として、東京で今すぐ時給1500円を実現されたい。そのために必要な中小企業支援を拡充されたい。」

3「東京地方最低賃金審議会委員に推薦者（東京春闘共闘会議からの推薦者含む）については、選考経過を明らかにするとともに、選任基準となる基発545号（1961年6月15日付け）に基づき公正に選出されたい。」

4「東京で暮らす最低賃金ラインの労働者の生活実態について、最賃審

議会で直接意見陳述を行われたい。意見陳述は公開審議で行なわれたい。」

5 「今年度の審議会の開催スケジュールと開催会場を出来るだけ早く明らかにされたい。審議会は、本審はもとより専門部会の全面公開とすることを貴局として審議会に対し要望されたい。また、専門部会の議事録を公開されたい。」

6 「貴局として審議会に対し、全国の地方最賃審議会での意見陳述の実施や公開状況、欧米や諸外国における最低賃金の動向を資料提供されたい。また、東京春闘共闘会議で用意する最低生計費調査などの資料についても審議会で討議材料とされたい。」

でございます。

続きまして、P25、「全国一律最低賃金制度の創設と東京で今すぐ時給1500円以上の実現を求める要請」を御覧ください。

こちらは、東京春闘共闘会議から提出された署名16,510筆の中から抜粋した署名でございます。こちら以外の署名につきましては、会場中央のテーブルの上に置かせていただいております。

続きまして、P27、参考資料6、「要請書」を御覧ください。

これは全日本建設交運一般労働組合東京都本部から提出されたものでございます。こちらの項目2に最低賃金にかかる御要請をいただいております。P29でございます。

「トラックの産業別最低賃金（特定最賃）について、全国一律の産業別最低賃金制度として確立するための法的整備をおこなうこと。」でございます。

私からの説明は以上になります。

都留会長

ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、委員の方々は御確認をお願いいたします。

事務局から、ほかに何かありますか。

賃金課長

次回の審議会の開催日程につきましては、後日、事務局より御案内をさせていただきます。皆様方の御出席をよろしくお願いいたします。

都留会長

本日の議事は、以上で全て終了となります。

本日の議事録につきましては、公益委員は私が、労働者側委員は大島委

員、使用者側委員は大辻委員に御確認をお願いいたします。

それでは、本日はこれにて終了といたします。